

別記様式第1（第5関係）

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

橋本市野 地内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称

橋本市 野の一部 地籍図（案）
橋本市 野の一部 地籍簿（案）

2. 閲覧期間 令和8年1月30日から

令和8年2月18日まで 20日間

3. 閲覧場所

橋本市教育文化会館 4階 第4展示室
橋本市東家一丁目6番27号

尚、1月31日（土）、2月1日（日）は野区民会館（野524番地の5）で閲覧を行う。

4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

5. 誤り等申請書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

6. 閲覧は、期間中毎日午前9時0分から午後5時0分まで行うこととする（ただし、土日月祝日を除く）。尚、野区民会館は午前9時0分から午後4時0分までとする。

令和8年1月29日

橋本市長 平木哲朗